

京都府住生活基本計画の見直しに対する意見募集結果について

1. 募集期間 平成 28 年 10 月 14 日（金）から平成 28 年 11 月 3 日（木）まで
2. 意見募集の結果 7 件（提出者 3 人）
3. ご意見の要旨とそれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
ひとり親世帯への支援について	母子・父子家庭など特に居住支援が必要な一人親家庭は年々増加している。また、居住環境は子供の教育・発育に大きな影響があることから、一層手厚い支援のあり方を検討したい。	ご指摘のとおり、離婚率等の増加により増加しているひとり親世帯への支援は、社会全体での子育て支援に向けた住環境の整備においても重要と考えております。本計画においても目標 1 にひとり親世帯も含めた子育て世帯への支援を記載しているところですが、目標 8 に住宅・福祉・労働などの相談窓口や専門家の連携、関係主体が連携したワンストップの窓口等の検討について追記し、より切れ目のない支援に取り組みます。
公営住宅等での多様な住宅の種類の供給について	住み替えについては、地域コミュニティとの観点から特に高齢者にとっては困難な状況も考えられるため、公営住宅等では住宅の種類の多様化を同一棟の中で供給できるような手法も必要ではないか。	公営住宅等におけるコミュニティミックスを図るため、目標 3 に公営住宅等において多様な世帯が居住・交流できる機能の整備について記載しているところですが、ご指摘を踏まえ、入居者の加齢による身体機能の低下や出産・子どもの成長による家族構成の変化にも柔軟に対応するためとの趣旨を追記します。
空き家の質の向上について	空き家については相続等で管理が不十分な住宅がある一方、狭小や住宅設備の老朽化、陳腐化等により空き家となり入居者が確保できないものもある。既存住宅ストックの質の向上だけでなく、空き家も既存住宅ストックのひとつととらえて、質の向上を図ることについても記載が必要ではないか。	空き家対策は法に基づく特定空家等に対する措置等もあることから目標 5 に既存住宅ストックの活用促進と並べて記載しておりますが、ご指摘のとおり空き家も既存住宅ストックの一つとして、質の向上に向けた様々な取組を進めることとしております。ご指摘を踏まえ、より分かりやすいよう「既存住宅ストックとしての空き家の活用等」と明記します。

<p>空き家の活用に向けた専門家との連携について</p>	<p>空き家の活用には地域力の向上につながるよう、府・市町村・町内会（住民）とともに業界団体などの専門家とも連携して取組を進められたい。</p>	<p>住宅政策を進めるには府や市町村等の公的主体はもちろん住宅関連事業者等の各主体もそれぞれの特性を活かし適切な役割を担いつつ連携・協力することが必要であることから、その旨を第4章の冒頭にも記載しておりますが、ご指摘を踏まえ目標5に業界団体などの専門家との空き家対策に係る連携を追記します。</p>
<p>既存住宅流通促進について</p>	<p>住宅のフィルタレーションの観点から既存住宅の流通の活性化についての記載が不足していないか</p>	<p>既存住宅の流通促進には市場・消費者目線による良質な住宅の選別が図られる環境整備が必要なことから、目標5において建物の価値が適正に評価される各種制度の普及促進を進めることとしておりますが、ご指摘を踏まえこれら制度の目的（良質な新築住宅の供給や中古住宅の流通促進）を追記します。</p>
	<p>売買や賃貸で既存住宅の流通を促進するため、消費者が安心して取引ができることができるよう一層の施策推進をお願いする。</p>	<p>消費者が安心して取引できるよう、目標5に建物の価値が適正に評価されるための各種制度の普及促進を進めることとしておりますが、ご指摘を踏まえ、これら制度の目的（消費者による比較・選択を可能とするため）を追記します。</p>
<p>移住・定住施策における住宅施策と雇用施策との連携について</p>	<p>U I J ターンなどでも若者は就職・雇用のために居住地を決定する機会が増えており、住生活と就職・雇用対策とが連携した内容を検討願いたい。</p>	<p>住生活には住宅分野だけでなく福祉・雇用や環境、産業等幅広い分野と関係があり、様々な分野と連携しながら総合的に推進することが必要であることから、その旨を第4章の冒頭にも記載しておりますが、ご指摘を踏まえ目標8に、住宅・福祉・労働などの相談窓口や専門家の連携、関係主体が連携したワンストップ窓口等の検討について追記し、各分野と連携した総合的な施策の推進を図っていきます。</p>